

弘前大学 海外遺伝資源取得に関する Q&A 【学内限定】

Q1	<p>手続きのタイミングについて。</p> <p>遺伝資源等を既に取得してしまった場合、「様式 1.遺伝資源取得計画書」は事後報告（提出）となってもよろしいものでしょうか？（2020 年 12 月）</p>
A1	<p>遺伝資源等の取得は事前申請が大原則です。</p> <p>仮に ABS 対応が必要な国の遺伝資源等を無断で取得していた場合、提供国の法令で処罰され、研究者個人だけでなく、所属機関や日本国に大きなペナルティが発生する可能性があります。また、取得した後の対応は基本的に不可能です。</p> <p>よって、遺伝資源取得計画書については、取得前に余裕をもって提出願います。取得計画書を提出すべきか判断に迷う場合は、各部局の担当者や事務局までお問合せください。</p>
Q2	<p>政府許可等の ABS 対応が必要な国、もしくは不要な国のリストをいただくことは可能でしょうか？（2022 年 1 月）</p>
A2	<p>ABS 対応の要否は国ごとに様々であり、遺伝資源取得に関する国内法が既にある国の法改正、国内法がなかった国での新規法制定などが起こるため、リストを作成して配布することは困難です。ご理解ください。</p> <p>遺伝資源の取得に関しては、その都度確認いただきますよう、ご協力願います。</p>
Q3	<p>プラスミドバンクである Addgene からプラスミドを購入予定です。この場合も「様式 1.遺伝資源取得計画書」を提出すればいいのでしょうか？（2022 年 12 月）</p>
A3	<p>Addgene のような寄託・分譲機関は研究利用が前提で遺伝資源が寄託されている場合がほとんどであり、基本的に Addgene のプラスミドに関しては ABS 対応が不要です。このため、学内の濃淡管理として、計画書の提出も不要としております。部局にてご対応ください。</p> <p>ただし、ABS の対象となる生物の DNA が組み込まれているプラスミドの場合には、ABS の対象になる可能性があります。</p> <p>よって、すべてのプラスミドが ABS 対象外ではありませんので、購入予定のプラスミドが対象となるか不安な場合は、事務局までお問合せください</p>
Q4	<p>他国研究機関から線虫（<i>Caenorhabditis elegans</i>）を購入予定です。線虫は ABS の対象でしょうか？（2022 年 12 月）</p>
A4	<p>線虫（<i>Caenorhabditis elegans</i>）については殆どの系統が ABS の対象外だと考えて結構です。</p> <p>もちろん例外もあり、例えば 1993 年（生物多様性条約発効年）以降に、野生から単離されたものについては ABS の対象となる可能性が高く、注意が必要です。</p> <p>また、特許や金銭的利益に繋がるようなご研究の場合は取得予定の系統について詳細をご確認いただくことを推奨します。</p>

Q5	南極の土壌を取得予定です。手続き自体は国内の機関から譲渡という形で行いますが、ABS 関連の手続きも必要でしょうか？（2023 年 8 月）
A5	2023 年 8 月時点では、特定の国に属していない（国家管轄権の及ばない）南極は、生物多様性条約の対象外となり、従って ABS 関連の手続きは特段必要ございません。譲渡に関わる手続きを部局にて適切にお進め下さい。